

平成 23 年 4 月 19 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
（担当：総務局）
大阪市代表監査委員 高 橋 敏 朗 様
大阪市人事委員会委員長 西 村 捷 三 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-50-1 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 22 年 11 月 9 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

ただし、支給当時は条例に規定されていなかったことを、条例に不備があるとして改正したことについてははともかく、これを平成 22 年 3 月 31 日に遡って適用したことについては、本委員会として納得しがたい面があることを付言しておきます。

また、退職手当の支給等に際しては、給与条例主義を徹底するとともに、選考による職員の採用について、公正性、平等性、競争性の確保に努めてください。

記

確認内容

大阪市長（総務局）並びに大阪市代表監査委員及び大阪市人事委員会（監査・人事制度事務総括局）は、次のような措置をとった。

1 大阪市長は、特定任期付職員に対する退職手当を任期ごとに支払うこととし、その適用を平成 22 年 3 月 31 日からとする内容の「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」を、大阪市会（平成 22 年第 4 回定例会）に提出した。

なお、この条例案は平成 22 年 12 月 14 日の同市会本会議で可決・成立し、翌日公布・施行されたため、本件勧告において条例に基づかないと指摘した退職手当の支給について、条例上の根拠が与えられた。

2 大阪市代表監査委員及び大阪市人事委員会並びに大阪市長は、選考による職員の採用について、公正性、平等性、競争性の確保に努めることとしている。

3 上記 2 に関し、監査・人事制度事務総括局長は、今後、任期付職員の募集の必要が生じた際には、資格要件について疑義の生じることがないように資格要件を明確に設定し、募集要項に明記するとともに、退職手当に係る事項についても記載することとしている。

4 上記 2 に関し、総務局長は、任期付職員の採用について、法律に従い、継続的な再任を繰り返すことのないよう適切に行うこととしている。

（参考）勧告の内容

- ①□ 退職手当の支払者である大阪市長(総務局)は、当該職員に支給した平成 22 年 3 月 31 日付け退職に係る退職手当について、当該職員に対して返還請求の手続を行うこと

- ②□ 大阪市長(総務局)は、退職手当の支給及び金額の算定に際しては、地方自治法の定める給与条例主義を徹底し、根拠となる条例の文言に即した厳正な運用に努め、解釈による恣意的な運用を排除すること
- ③□ 大阪市代表監査委員、大阪市人事委員会及び大阪市長(総務局)は、選考による職員の採用について、公正性、平等性、競争性の確保に努めること
- ④□ 任命権者は、任期付職員の採用・退職に当たっては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が任期为5年ないし3年に限定している趣旨に照らして、今後同一人が継続的に再任されるような不適切な運用を行わないこと